

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例

(一般廃棄物の処理計画)

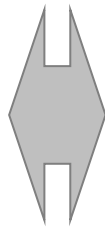
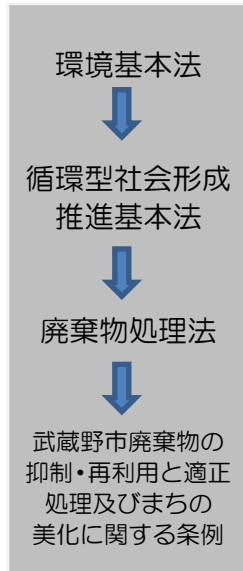
第16条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を含めた計画を定め、毎年度の初めに告示する。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

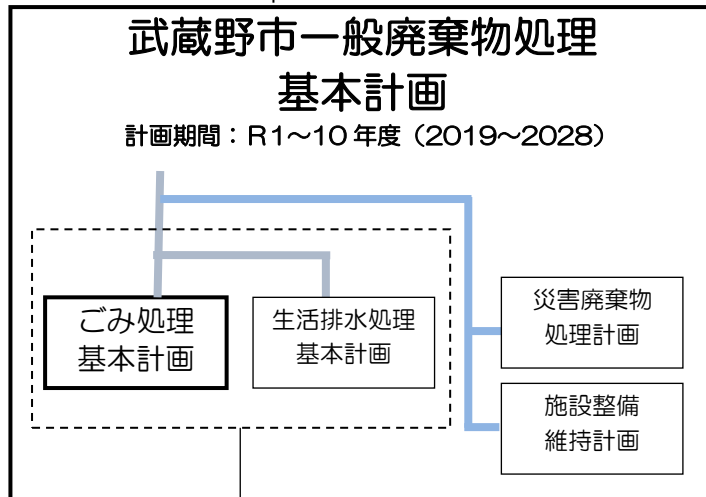
2 前項の計画に重要な変更を生じた場合には、その都度告示する。

○計画の位置付け（現計画（R 1～10）の例）

《 法律・条例 》



武蔵野市第五期長期計画・調整計画
平成28年度～令和2年度（2016～2020）



一般廃棄物処理実施計画
期間：毎年度

第四期武蔵野市環境基本計画
計画期間：H28～R2（2016～2020）

第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画
計画期間：H27～R2（2015～2020）